気象警報等に伴う臨時閉館及び開館再開の取扱いについて

令和２年４月１日桂図書館長裁定制定

京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が発表された場合又は公共交通機関運行休止の事態が生じた場合、学生の安全を確保するために桂図書館の臨時閉館及び開館再開については下記のとおり取り扱う。

第１　臨時閉館について

以下（１）～（４）のいずれかに該当する場合は臨時閉館とする。

(1)　午前６時３０分時点で京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が発表されている場合

(2)　京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱第２条第１項に定める桂キャンパスの基準に該当する場合

(3) 開館後、上記（１）の地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報が発表され、警報解除が午後５時若しくはそれ以降と見込まれる場合

(4) 館長の判断による場合

第２　臨時閉館後の開館再開について

臨時閉館後の開館再開は、以下のとおりとする。

(1) 気象等に関する特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報の解除又は交通機関の運行再開の１時間３０分後に開館する。ただし、職員が出勤できていない場合は、職員が図書館に到着し開館準備ができしだい開館する。

(2) 開館時間が午後５時を過ぎる場合は開館しない。

附　則（令和７年３月桂図書館長裁定改正）

この取扱いは、令和７年４月１日から実施する。